

# 博士学位論文審査要旨

2013年1月19日

論文題目： 企業年金のリスクマネジメントに関する研究

学位申請者： 高崎 亨

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 武蔵 勝宏

副査： 経済学研究科 教授 伊多波 良雄

副査： 総合政策科学研究科 教授 藤本 哲史

要 旨：

本論文は、現行の日本の企業年金法制を与件として、リスクマネジメントの観点から企業年金の給付持続性を担保するための健全性確保の手段を考察し、効率的で公平な法執行についての提言を行うことを目的とするものである。

序章では、日本の企業年金が財政面の運用失敗や事業主(母体企業)の経営不振、受託者の管理責任などの様々なリスクを抱えており、その対策として、リスクコントロールとリスクファイナンスを中心とするリスクマネジメントを行う必要性が指摘される。第1章では日本の企業年金をめぐる裁判事例(全国酒販組合年金事件等)を題材に検討し、主に年金基金の破たんを契機とする加入者や受給者からの損害賠償等の訴えが認容されることが容易ではなく、司法による事後的救済が働いていないことが示される。一方で、企業年金に対する法的規制は、2001年の確定給付企業年金法の制定によって積立義務が明記され、受託者責任や情報開示が規定されるなど、受給権保護の強化が図られた。しかし、同法の施行後も、企業年金をめぐるリスクは拡大する一方である。そこで、第2章では、企業年金のリスクを事前に認知し、適切に管理するための法規制のシステムを国際比較の観点から検討する。主要国における企業年金では、企業年金自身による内部統制を基本に、行政機関による公的規制はリスク指標の作成・検査といった金融機関に対する規制と類似の方法で行われていることが確認される。第3章では、日本と類似の年金制度を有している英国との比較検討が行われる。英国の企業年金の規制方法は企業年金の受託者をはじめとする利害関係者間による信託法上の義務と責任に基づく規律を主とし、年金監督官による規制介入は「最後の手段」として位置づけられている。年金監督官の強権的な介入は少なく、民間企業の会計監査と類似の「リスク・ベース・アプローチ」の採用によって情報収集コストを削減し、効率的な監督システムを実現している。

以上の考察を踏まえ、第4章では、日本の企業年金における当事者による自律的なリスクマネジメントの必要性が指摘される。日本の企業年金においても、労使による共同運営に基づいて当事者の自律的運営が行われてきたものの、母体企業と加入者および受託者のみの運営ではそれぞれの利益が優先され、適切なリスクマネジメントが行使されない。本章では、企業年金の運営に受給者を参加させることで、リスクを認知し、助言する役割を付与すべきことを提言する。終章では、日本の企業年金に対する行政監査等の実施が受給権の保護に一定の役割を果たしているものの、対象となる企業年金の増加に対応する行政リソースが不足し、十分な監督作用を果たしえないのではないかと懸念を指摘し、欧米と同様にリスク評価を導入するなどの効率的な法執行システムを採用することで、企業年金の当事者と行政が相互補完した形でのリスクマネジメントのシステムを構築することが可能となることを示し結論としている。

本論文は、保険学等で用いられてきたリスクマネジメントの手法を日本の企業年金の運営や法執行に応用することを提案するものであり、企業年金に関するこれまでの先行研究であまり検討されてこなかった手法を新たに開拓した点で独自性を有している。特に、企業年金のガバナンスに焦点を当て、受給権にもっとも関心が強く、インセンティブを持つ受給者を運営に参加させることが、リスクマネジメントの観点から有効であることを明らかにするなど、具体的な改革提案も評価に値するものといえる。また、国際比較の観点から各国の企業年金の運営と公的機関の規制の運用を丹念に整理したうえで、その日本への適応可能性を年金ガバナンスと監督機関の法執行のシステムとして検討した点で、総合政策科学としての総合性・学際性を満たすものであるといえる。

もっとも本論文が提案する企業年金の受給権を保護するための年金再保険の制度化については、その実現可能性についての疑問も残る。しかし、厚生年金基金の全廃に象徴されるような極端な改革論ではなく、社会的リスクマネジメントの観点からも事業主らの負担に配慮した制度設計が必要とする主張には一定の説得力があり、本論文の価値を減じるものではない。

よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

## 総合試験結果の要旨

2013年1月19日

論文題目： 企業年金のリスクマネジメントに関する研究

学位申請者： 高崎 亨

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 武蔵 勝宏

副査： 経済学研究科 教授 伊多波 良雄

副査： 総合政策科学研究科 教授 藤本 哲史

要 旨：

高崎氏の学位申請論文について、2013年1月19日10時40分より11時40分まで約1時間の公聴会を実施し、口頭試問を行った。まず、高崎氏より、約30分間の口頭報告を聴取したのち、3名の審査委員による質疑とそれに対する高崎氏からの応答による審査を約30分間にわたって行った。

審査委員からは、確率分布で表すことのできないリスクの問題、リスク教育、監督官庁の体制等、多項目についての指摘と質問がなされた。これに対して、高崎氏からは、不確実なリスクに備えるための具体的な対応、リスク教育の現状と体制整備、監督官庁の組織整備等の詳細な説明と応答がなされた。高崎氏の回答はいずれの質問に対しても明確かつ説得力をもつものであり、内容面での弱点や不足する点についての指摘に対しても、今後の研究課題を示したうえで審査委員を納得させる回答をしていた。

以上の審査の結果から、高崎氏が十分な研究能力を有することが確認できた。また、本論文では、外国の制度や運用に関連する研究の分析において、外国語文献が各所に参照されており、その内容の理解、引用においても問題のないことを確認した。したがって、研究に必要な外国語能力(英語)は十分であると判断した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 企業年金のリスクマネジメントに関する研究  
氏名： 高崎 亨

## 要 旨：

本研究は、ウルリッヒ=ベックの「リスク社会」論を背景に、現在の企業年金法制度を素材として、リスクマネジメントの観点から企業年金の給付持続性を担保するための健全性確保の手段を考察したものである。本研究でとりあげる「リスク」は本来多義的な意味を持つことばであるが、企業年金の給付持続性あるいは健全性を損なう事象を発生させる可能性として用いている。

第1章では、まず企業年金をめぐる裁判例を渉猟し、とくにリスクとの関係で特徴的なものを取り上げて分析し、本研究で考察すべき問題を明らかにすると同時に検討する意義について論じた。裁判例の分析から得た知見は、①現在の企業年金がリスクにさらされていること、②リスクが原因で破綻懸念が大きくなり、給付持続性が危うくなっていること、③企業年金の破綻を回避しようと、かえってハイリスクな投資を行って破綻する企業年金が出てくるおそれがあること、等である。とくに事例としてとりあげた全国酒販組合年金事件においては、投資運用に責任をもつ事務長に刑事責任が問われたほどの大事件であるが、他方で、受給者による民事責任の追及については認められなかった。運営母体となっていた組合そのものが解散したという事情もあったが、金融商品における約款解釈事例と同様、当事者間で年金リスクに対する理解があったものと判断されてしまった。ここから、④企業年金の給付をめぐる事件については損害賠償等の事後的救済手法は有用ではない、という4点が明らかとなった。

これらの問題を総合し、本研究では企業年金を破綻させないために、事前にリスクを認知し、適切に管理することが必要であることを認め、そのために企業年金を従来のような労働契約にもとづく「労働条件」としてのみとらえるのではなく、将来の年金受給者のために資産を預かっている特別な法人、いわば保険会社のような金融機関類似の存在であるとみなしたうえで、保険会社と同様の法規制をおこなうことを提案した。その実証として世界的にも企業年金の規制は行われていること、その手法は本研究で採り上げる金融機関規制と類似の方法であることを第2章において確認した。この章ではとくに世界銀行の報告書をもとに、各国とも企業年金を破綻させないような公的介入を制度として整備しながら、極力、年金自身の、あるいは当事者間の合意による規律が働くような工夫を試みている点を示した。昨今の自己責任規律に基づく秩序の形成と軌を一にするものと評価できる。

さらに本研究では、より具体的な示唆を得るために、第3章において、わが国とよく似た年金制度を有している英国の法制度と行政システムを考察し、法制度の仕組みと運用の実態、方向性について検討した。英国は日本と似た年金システムを有し、日本より早く高齢社会化している。財政事情から公的年金の割合も相対的に低く抑えられており、かわりに企業年金や個人年金等への加入が促進されているという点も日本とよく似ていると考え、検討素材として選択した。

第3章の検討からは、英国の企業年金も年金法による規制を受けていることを明らかにした。ただし、その規制方法は企業年金の受託者をはじめとする利害関係者間による民事法である信託法上の義務と責任に基づく規律を主とし、年金監督官による規制介入は「最後の手段」として位置づけられているものであった。英国で企業年金規制が導入された最大の理由は、この信託法違反による資産横領事件であり、より強力な規制監督方法の採用も当然議論されたところではあるが、制定過程をみることで厳格すぎる法規制は企業年金コストを大きくすると妥協が働き、この形になったことも明らかにできた。ここから英国の企業年金法の構造は、実際に年金を管理す

る受託者に対する義務と責任を明確にしたうえで他の当事者が彼を監視するというしくみをつくって規律づけすることで、保険会社規制と同様に、将来の年金給付に必要な資産の積立をするように求める、というものであった。さらに不祥事の教訓から支払保証制度という年金再保険をも設立していた。

英国の企業年金の特徴のひとつは、企業年金の規制監督機関として、専門の年金監督官を創設したところにある。他国でも同様の機関があるところはあるが、この機関の最大の特徴は、民間企業の会計監査に用いられる方法とよく似た「リスク・ベース・アプローチ」を採用したところにある。これも上記の金融機関類似の規制方法のひとつといえるが、英国の年金監督官は、企業年金受託者のパソコンあるいはインターネットの利用を前提としたうえで、年金リスクに関する内部情報をパソコン上の画面から直接入力、当局に送信させる方法を導入していた。たしかにこの方法をつかうならば、情報の集約や分析は文書によるそれとくらべて格段に容易になり、コストの節約にもつながる。IT化の恩恵ともいえる。

法制度上、英国の企業年金が信託に基づく当事者の運営にまかされていることから、もっぱら年金監督官の仕事は、年金受託者らへの情報提供と彼らからの情報収集に費やされ、いわゆる強権的な場面は全体の1割と少ないことも明らかとなった。情報収集についてはすでに述べたようにIT端末で行っているため、データの把握・分析も容易であり、どの企業年金がどの程度のリスクを負っているか、強制的に介入する必要があるかについても、パソコン画面上のリスクマップでおこなっている。

このように企業年金にも法規制は必要であること、利害関係者による「市場規律」に多くをゆだね、行政当局はその支援・補完に徹するという、効率的で謙抑的な規制監督がありうるものが英国の事例から明らかになったが、こうした年金監督行政を行うためには、どのような当事者自治が考えられるか、について、第4章で考察した。ここでも企業年金そのものを保険会社と同様の独立した経営主体としてとらえ、企業年金自身も自律的なリスクマネジメントを行うための方策を考えなければならぬとした。わが国では現在すでに、労使による共同運営がなされているが、さらにコーポレートガバナンスあるいは企業リスクマネジメントの知見をもとに、企業年金にもっとも利害関係を有する者、すなわち現在すでに企業年金を受給している者に企業年金運営への参加を求め、かれらの意見を年金マネジメントに反映させるためのしくみを提案した。彼らに期待される役割は、民間企業における社外取締役役に相当するもので、企業年金が破綻する、あるいは給付持続性を損なうようなリスクをあらかじめ認知し、対応する（助言する）ということが求められる。現在受給者も企業年金の内部情報を事前に共有することとなり、より当事者意識が強まって、リスク予防に注力できるのではないだろうか。

以上のように、企業年金のリスクマネジメントを考察した結果、明らかになったことは、英国に比べてもわが国の企業年金法や企業年金行政にリスクマネジメントの発想が乏しく、効率的で効果的な公的規制が行われていないのではないかと、いう点である。法制度そのものをみると、厚生年金基金には指定基金制度があり、確定給付企業年金にも違反是正命令等の介入方法が明文化されている。問題は法の執行である。従来は厚生労働省内の各地方厚生局が厚生年金基金のみの監査を行ってきた。2005年からは確定給付企業年金も監査対象に加わった。多くは適格年金からの移行であるが、その件数は急増した。つまり、従来型の立入検査をこれからも行うためには、同じく数倍の行政リソースが必要となる。昨今の行財政改革の議論を考えると、必要なリソースを確保できる可能性は低いつまり、厚生労働省は現行のリソースのままでこれまで以上の企業年金を監査しなくてはならない。従来の監査で最適で最良の監督、すなわち必要な時期に必要なリソースを、必要な企業年金に投入しうるか、難しいといわざるを得ない。それよりも現行のリソースを最大限効率的に利用できるよう、新しい、適切で公平な、そして効率的な規制監督手法に変革しなければならない。本研究が取り上げたリスクマネジメントに基づく企業年金の健全性確保のための手法は、この点で有用と考えられる。もちろん、この点は受託者をはじめとする

利害関係者全員にもいえることである。こうした方法を採用するならば、各企業年金にリスクマネジメントモデルを示し、当事者によってリスクマネジメントするように促せば、年金自律性は高まり公的介入リソースは節約できる。

本研究は、リスクマネジメントの観点から企業年金の健全性維持のための方策を考察した。本研究で検討した公的規制による秩序付けも当事者による規律維持も、保険会社等の金融機関においてすでに試みられている方法である。企業年金に同様のことを求めるのも、企業年金が他人の資金すなわち受給者の将来所得を「託されている」と考えるからである。この点で企業年金の機能は保険会社等の金融機関のそれと同視できる。機能が同じであれば、法規制も同じであるのが法体系上は望ましいであろう。リソース制約の観点からも法的観点からもリスクマネジメントの必要性は高い。

ただし、企業年金を金融規制と同様のリスク監督システムの観点から考察するに当たっては、留保を要する。保険契約者保護機構に相当する年金再保険制度が存在しないのである。社会的リスクマネジメントの観点からも、事業主らの負担に配慮した再検討が必要である。

(3897 字)